



日本非核宣言自治体協議会 令和5年度

# 親子記者事業 実施要領

## 1 趣 旨

「親子記者事業」は、日本非核宣言自治体協議会が次世代の平和の担い手を育成するために行っている事業です。

会員自治体の小学生とその保護者を長崎市に招待し、8月9日に開催される長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典をはじめとした平和のイベントや、長崎で平和活動に取り組む人々取材して、「おやこ新聞」を作成します。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、長崎での取材活動ではなく、リモート取材となる場合があります。

## 2 主 催

### 日本非核宣言自治体協議会

日本非核宣言自治体協議会(非核協)とは、非核宣言を実施している国内の自治体で構成された協議会です。

現在、全国350自治体が加盟しており、皆で協力して核兵器廃絶と恒久平和の実現を世界に呼びかけています。

## 3 募集要件

### (1) 対 象

日本非核宣言自治体協議会の会員自治体に居住する小学生とその保護者で、戦争の被害や平和の尊さを伝えることに興味がある方。

### (2) 定 員

小学4年生以上(1人)とその保護者(1人)の親子9組  
※ 申込多数の場合は、抽選により決定します。

### (3) 決定時期

令和5年5月下旬

※ 当選された方には、お電話にてご連絡します。



## 4 事業内容

### (1) 事前課題

事前課題として、お住まいの地域の平和資料館を調べたり、戦争を体験した人の話を聞いたりして、記事にまとめていただきます。

### (2) 長崎での取材活動

長崎市内で行われる平和のイベントや平和活動に取り組む人々を親子で取材し、記事を作成します。

作成した記事を事務局で編集した後、新聞として発行し、全国の自治体に配布したり、ホームページで紹介したりします。

## ア 期 間

令和5年8月8日（火）～11日（金・祝）

## イ 行 程

時 期		内 容	備 考
8月8日(火)	午後	・長崎原爆資料館集合(14:30) ・オリエンテーション ・原爆資料館、平和の灯事業の見学など	長崎市泊
8月9日(水)	午前	・長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典へ参列	長崎市泊
	午後	・取材、記事作成	
8月10日(木)	午前	・取材、記事作成	長崎市泊
	午後	・取材、記事作成	
8月11日(金・祝)	午前	・活動報告会 ・解散(12:00)	

※ 詳細につきましては、参加者決定後にご案内します。

### (3) 活動報告

最終日に活動報告会を行います。取材を通して感じたことなどを発表しましょう。

## 5 参加経費等

次の内容に関する経費について、主催者が負担します。

- (1) お住まいの自治体の代表駅(市役所・役場の最寄駅)から長崎市までの移動にかかる航空機・鉄道等の往復運賃(長崎市滞在中の移動費については、原則負担しません)
- (2) 宿泊料金(ツイン、朝食付、3泊)
- (3) その他

**ア 交通機関及び宿泊施設の手配、予約は事務局及び旅行代理店が行います。**

**イ** 8月8日(火)午前7時以降に出発して集合時間までに長崎市に到着できない場合に限り、前日の宿泊料金を負担します。

**ウ** 期間中は協議会で国内旅行損害保険に加入します。

**エ** 上記以外の個人的な費用等は負担しません。

## 6 応募方法

申込書に必要事項を記入し、メールまたは郵送(封書)によりお申込みください。

・宛 先	日本非核宣言自治体協議会事務局
・住 所	〒852-8117 長崎県長崎市平野町7番8号 長崎原爆資料館内
・メールアドレス	<a href="mailto:info@nucfreejapan.com">info@nucfreejapan.com</a>
・応募締切	令和5年5月17日(水) ※当日必着



## 7 新型コロナウイルス感染拡大により来崎が困難な場合

新型コロナウイルス感染拡大により、親子記者の皆さんを長崎市にお招きすることができなくなった場合は、インターネット会議システムを使用したりリモート取材に切替えます。

※ 詳細につきましては、参加者決定後にご案内します。



※R3年度 リモート取材の様子

## 8 注意事項等

- (1) 応募は1組につき1通のみ有効です。また、1通で複数の応募はできません。
- (2) 応募については、全行程を通して参加できることを条件とします。
- (3) 本協議会が収集した個人情報は、親子記者募集及び抽選の目的のみ使用し、本事業以外の目的には一切使用いたしません。
- (4) 応募者多数の場合、5月下旬頃に開催する本協議会の総会で抽選を行います。当選の発表は、電話等により当選者・在住自治体に通知いたします。
- (5) 在住自治体において首長への報告や広報紙の取材等が行われる場合があります。
- (6) 発行する新聞やマスコミ関係者からの取材等により、参加者の氏名や写真が公表されることがあります。
- (7) 取材に用いる道具（デジタルカメラ等）は参加者でご準備いただきます。

### 【申込・問い合わせ】

日本非核宣言自治体協議会（長崎市平和推進課内） 橋村・山口

住 所：〒852-8117 長崎県長崎市平野町7番8号 長崎原爆資料館内

電話番号：095-844-9923

ファックス：095-846-5170

メールアドレス：info@nucfree japan.com